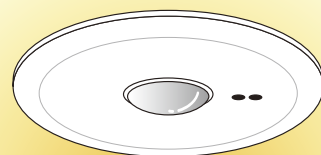


防災照明

きちんと点検 していますか?

えっ
そうなの?



防災照明は火災・災害時に命を守る重要なあかりです!

定期的な点検と報告の義務があります。



一般社団法人 日本照明工業会
Japan Lighting Manufacturers Association

東京都台東区台東4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル8F 電話: (03) 6803-0501 (代) FAX: (03) 6803-0064
詳細は HP をご覧ください。▷▷▷ <http://jlma.or.jp/anzen/bousaishomei.htm>



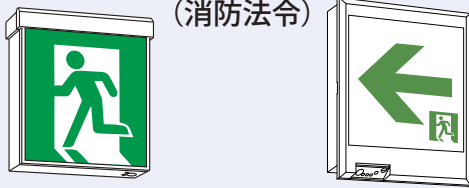
後援:  国土交通省

後援:  総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

防災照明とは (照明業界で使用される用語。主に誘導灯器具と非常用照明器具を指す名称です。)

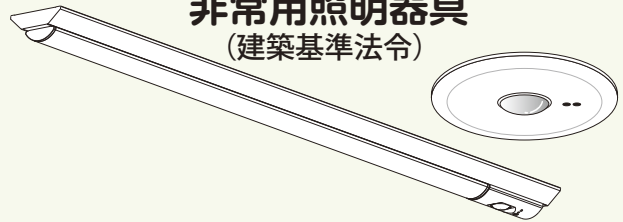
防災照明

誘導灯器具 (消防法令)



火災や停電時に避難する際の目印となる消防設備です。

非常用照明器具 (建築基準法令)



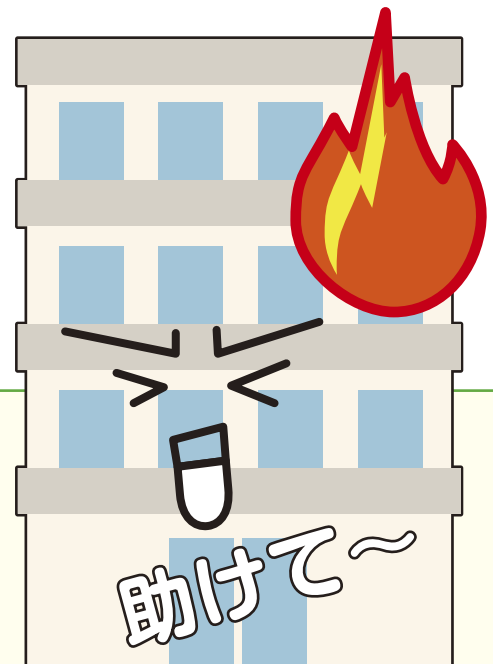
火災や停電時に避難する際、室内や通路を照らす照明器具です。

防災照明の働き

災害時に安全に照らし誘導します



安全
安心



きちんと点検
されていないと...

真っ暗な室内や廊下で
避難口も分からず
逃げ遅れて大惨事に
つながる可能性があります!

キケン



防災照明は定期的な点検と報告が義務づけられています。

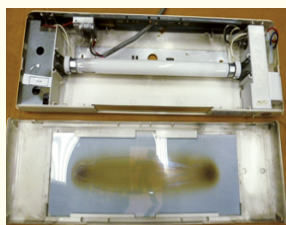
危険

このような状態は
すぐに交換してください。

必要な明るさを満足しない表示板



視認性が低い表示板(表面)



視認性が低い表示板(裏面)

規定時間点灯しない非常用照明器具



劣化した蓄電池の内部

電解液が漏れ出して
白い粉が析出しています。

点検モニタの活用方法

誘導灯器具

(消防法令)

非常用照明器具

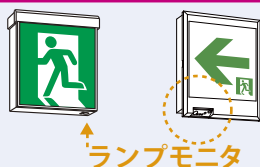
(建築基準法令)

ランプモニタの点検

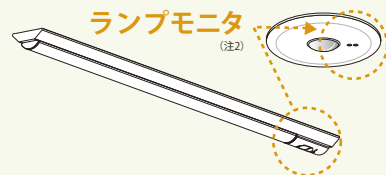
ランプモニタの表示が正常(消灯)の状態であるか確認してください。

ランプモニタ表示(注1)	状態
点灯 ●	ランプ外れ 故障
点滅 ●	ランプ交換時期の目安
消灯 ●	正常

新たに、ランプモニタによる点検が消防法の点検要項に追加されました!



ランプモニタ



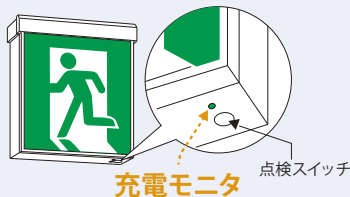
注2: ランプモニタのない非常用照明器具もございます。

蓄電池の点検

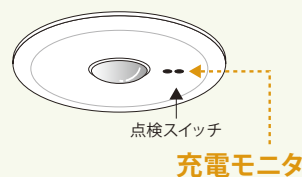
内蔵蓄電池が充電されているか、充電モニタの表示が正常(緑色)の状態か確認してください。

充電モニタ表示(注1)	状態
点灯 ●	正常
点滅 ●	蓄電池交換時期の目安
消灯 ●	蓄電池コネクタ外れ 非常点灯中

注1: モニタの表示が以前の器具では状態表示の内容が異なる場合があります。



充電モニタ



充電モニタ

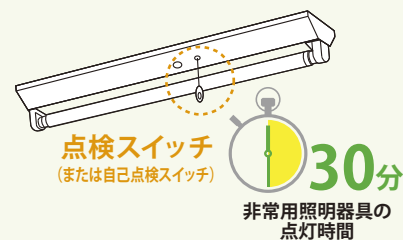
停電時に有効な時間点灯するか、点検スイッチ(または自己点検スイッチ)により非常点灯時間を確認してください。



点検スイッチ
(または自己点検スイッチ)

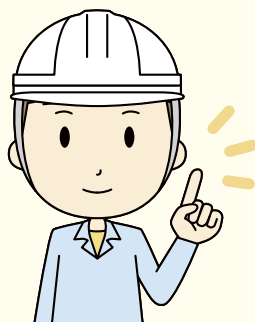
誘導灯の点灯時間

蓄電池の製造年からニッケル・カドミウム蓄電池の場合3年以下、ニッケル・水素蓄電池の場合5年以下のものは、定格の時間確認は不要です。



点検スイッチ
(または自己点検スイッチ)

非常用照明器具の点灯時間



LED誘導灯器具、LED非常用照明器具は、点検に便利なリモコン自己点検機能を搭載。

(リモコン自己点検機能を搭載していないLED誘導灯器具、LED非常用照明器具もございます。)

[リモコン自己点検の点検方法]

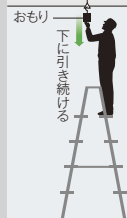
リモコンで点検をスタート。
高所に設置された器具の点検もらくらく。

[従来の点検方法]

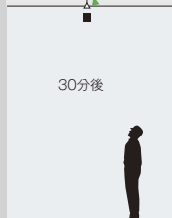
点検棒での非常点灯や高所に設置された器具の点検には脚立などが必要。

従来の点検

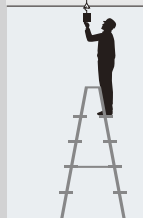
●点検スイッチを引き続ける



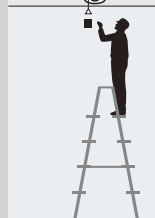
●定格時間の非常点灯後、点検結果を目視にて確認



●高天井の点検は一苦労

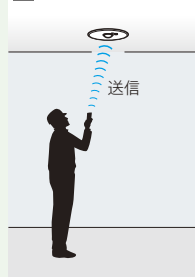


●ガラスグローブを外す作業は手間

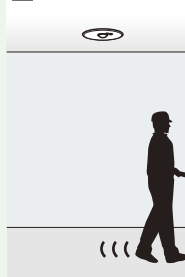


リモコンによる点検

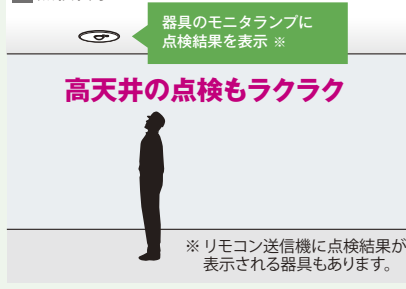
1 点検開始



2 定格時間非常点灯



3 点検終了



高天井の点検もラクラク

※ リモコン送信機に点検結果が表示される器具もございます。

防災照明は定期的な点検と報告の義務があります。

誘導灯器具、非常用照明器具の保守点検に関する関連法令

	誘導灯器具 消防法及び関連法令	非常用照明器具 建築基準法及び関連法令
設備の点検及び報告義務	防火対象物の関係者は消防用設備等について総務省令の定めるところにより定期的に点検し、その結果を報告しなければならない。 (法第17条の3の3)	特定建築設備等の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは、二級建築士又は建築設備等検査員に検査させて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。 (法第12条第3項)
定期点検報告義務違反	30万円以下の罰金または拘留となる場合があります。 (法第44条)	100万円以下の罰金となる場合があります。 (法第101条)
非常点灯確認	20分間又は60分間	30分間

誘導灯器具、非常用照明器具の保守点検に関する報告義務についての関連法令

□点検資格者及び有する者について

	誘導灯器具 消防法及び関連法令	非常用照明器具 建築基準法及び関連法令
点検資格者	● 第四類 甲種消防設備士 ● 第四類 乙種消防設備士 + 電気工事士 ● 第四類 乙種消防設備士 + 電気主任技術者 ● 第七類 乙種消防設備士 + 電気工事士 ● 第七類 乙種消防設備士 + 電気主任技術者 ● 第二種消防設備点検資格者 (平成16年消防庁告示第10号)	● 一級建築士 ● 二級建築士 ● 建築設備等検査員 (法第12条第3項)

□定期点検・報告及び届け先について

	誘導灯器具 消防法及び関連法令	非常用照明器具 建築基準法及び関連法令
定期点検	機器点検:6ヶ月に1回 (平成16年消防庁告示第9号)	おおむね6ヶ月から1年の間隔で特定 行政庁が定める時期(施行規則第6条)
定期報告	特定防火対象物:1年に1回 その他の防火対象物:3年に1回 (施行規則第31条の6)	
届出先及び報告先	消防長または消防署長 (施行規則第31条の6)	特定行政庁(法第12条第3項)

(注) 消防設備等に対する点検・報告義務があり、誘導灯のみの点検報告ではない。建築設備等に対する点検・報告義務があり、非常灯のみの点検報告ではない。

点検の内容について

誘導灯器具の保守点検 誘導灯器具 消防法及び関連法令 消防予第80号 (H29.03.31) に規定されています。			
点検項目		点検方法	判定方法
外箱及び表示面	種 類	目視により確認する。	ア 避難口誘導灯 (ア) 防火対象物の用途、設置場所により適正な機種の誘導灯が設置されていること。 (イ) 機種等の組み合わせが適正になっていること。 (ウ) 機種等により適正な距離が保たれていること。 (エ) 方向を示す誘導灯にあっては、誘導方向に誤りがないこと。 イ 通路誘導灯 (ア) 防火対象物の用途、設置場所により適正な機種の誘導灯が設置されていること。 (イ) 機種等の組み合わせが適正になっていること。 (ウ) 機種等により適正な距離が保たれていること。 (エ) 方向を示す誘導灯にあっては、誘導方向に誤りがないこと。 ウ 客席通路誘導灯 機種等により適正な距離が保たれていること。
	視認障害等	目視により確認する。	ア 所定の位置に設置されていること。 イ 誘導灯の周囲に間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないこと。 ウ 誘導灯の周囲にこれとまぎらわしいもの又はこれをささげる灯火、広告物、掲示物等がないこと。 エ 防火対象物の改装等により、設置位置が不適正になり、設置個数に不足を生じていないこと。
	外 形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、変色、脱落、著しい汚損等がないこと。 イ 取付状態が適正であること。 ※ 表面の緑色が青色に、白色が茶色等に変色している場合は速やかにパネルを交換する。
	表 示	目視により確認する。	スイッチ等の名称、専用回路である旨の表示等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
	外 形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。 イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
非常電源 (内蔵型のものに限る)	表 示	目視により確認する。	所定の電圧値及び容量の表示がされていること。
	機 能	非常電源に切り替えて目視により確認する。	ア 不点灯、ちらつき等がないこと。 イ 定格の時間、非常点灯するかを確認する。 (「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年消防庁告示第2号)に適合しているものとして、消防庁長官が登録する登録認定機関が行う認定の効力を有している誘導灯のうち、その蓄電池の製造年からJISC8705に該当する蓄電池にあっては3年、国際電気標準会議規格61951-2に該当する蓄電池にあっては5年を超えていないものを除く。) ※(ア) ア及びイについて自動点検機能を有する誘導灯の場合は、次による。 a 個別制御方式のもの: 非常点灯終了後における表示ランプの色等により判定すること。 b 集中制御方式のもの: 非常点灯終了後、制御装置の表示等により確認すること。 (イ) 定格の時間、非常点灯するかどうかの確認については、次の抜取方式により行うことができる。ただし、集中制御方式のものを除く。 a 各階ごとに10%以下とならない範囲で、任意の誘導灯により行うこと。 b 点検のつど、同一器具についての繰返し点検ではなく、器具を順次変えて行うこと。
	機 能	非常電源に切り替えて目視により確認する。	
光 源		目視により確認する。	ア 汚損、著しい劣化、ちらつき、自動点検機能による表示ランプ等の異常表示等がなく、正常に点灯していること。 イ 誘導灯内の配線等により表示面に影が生じていないこと。
点検スイッチ		目視及び所定の操作により確認する。	ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ 常用電源を遮断したときに自動的に非常電源に切り替わり、即時点灯し、復旧時に自動的に常用電源に切り替わること。
ヒューズ類		目視により確認する。	ア 損傷、熔断等がないこと。 イ 回路図等に示された所定の種類及び容量のものが設けられていること。
結線接続		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
信号装置等 (消灯機能、点滅機能 誘導音機能、減光機能等 作動させるための 移報装置をいう)	外 形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、端子の緩み等がないこと。
	結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	機 能	手動及び自動火災報知設備の感知器の動作等により確認する。	ア 正常に点滅すること。 イ 正常な音声等が鳴動すること。 ウ 正常に点灯すること。(消灯型又は減光型に限る。)
制御装置 (集中制御方式の 自動点検機能の ものに限る)		機 能	目視により確認する。 「運転中」又は「監視中」の表ランプが点灯していること。

※ "JIS C 8705 に該当する蓄電池" とは、ニッケル・カドミウム蓄電池のことです。また、"国際電気標準会議規格 61951-2 に該当する蓄電池" とは、ニッケル・水素蓄電池のことです。

非常用照明器具の保守点検 非常用照明器具 建築基準法及び関連法令 平成20年国土交通省告示第285号に規定されています。

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
照明器具	(一)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第1第一号の規定に適合しないこと。
			照明器具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	天井その他の取付け部に正しく固定されていないこと又は予備電源内蔵コンセント型照明器具である場合は、差込みプラグが壁等に固定されたコンセントに直接接続されていないこと若しくはコンセントから容易に抜ける状態であること。
電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家発電装置	(一)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況	作動の状況を確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第3第二号の規定に適合しないこと。
	(二)		予備電源の性能	点灯時間を確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第3第三号の規定に適合しないこと。
	(三)	照 度	照度の状況	避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。	昭和45年建設省告示第1830号第4の規定に適合しないこと。
	(四)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況	目視により確認する。	非常用の照明装置である旨の表示がないこと。
	(五)	配 線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	目視又は触診により確認するとともに、必要に応じて鉄製巻尺等により測定する	令第112条第15項又は第129条の2の5第1項第七号の規定に適合しないこと。

交換部品について



誘導灯器具に搭載されている蛍光ランプを市販のLEDランプに交換してはいけません。



非常用照明器具に搭載されている蛍光ランプ、白熱電球を市販のLEDランプに交換してはいけません。

- ・非常用照明器具に、G13口金直管LEDランプやLED電球を使用することは認められていません。
- ・メーカーの保証対象外となります。
- ・既設の蛍光灯非常用照明器具にG13口金直管LEDランプを取り付けると事故につながる危険性があります。



LED非常用照明器具のランプは器具銘板に記載されているLEDランプに交換してください。

(性能が確認されているもの)

日本照明工業会からのお願い

設置時期に応じ点検・交換を確実に実施してください。

※ 部品の交換時期は目安ですので法令義務ではありません。

部品の交換時期の目安

ランプ

誘導灯器具

非常用照明器具

使用するランプによって交換時期が変わりますので、下表を参照してください。

使用するランプ	直管蛍光ランプ	コンパクト形蛍光ランプ	冷陰極ランプ(高輝度誘導灯)	LED光源(高輝度誘導灯)
交換時期の目安	1～2年	約半年～2年	約3～6年	約6年(赤モニタが点灯・点滅します)

蓄電池

非常用照明器具

交換時期の目安4～6年

非常点灯時に規定の時間点灯しない場合、または点灯しない場合は速やかに交換してください。

設置または
前回の蓄電池交換から **12年未満**

規定の点灯時間の確認と、非常点灯の切替確認が必要です。
規定の時間点灯しない場合は、蓄電池を交換してください。

設置または
前回の蓄電池交換から **12年以上**

蓄電池の交換が必要となる場合が大半です。
あわせて器具の劣化が進んでいる時期になっているため、器具ごとの交換を検討してください。

※長時間点灯形の場合は非常点灯時間は60分となります。※一般的な使用環境に設置した場合の目安です。

誘導灯器具

交換時期の目安4～6年

非常点灯時に規定の時間点灯しない場合、または点灯しない場合は速やかに交換してください。

蓄電池の製造年から **3年または5年以下**※

規定の点灯時間の確認は、非常点灯の切替動作確認だけで性能確認可能。

蓄電池の製造年から **3年または5年を超え12年未満**

規定の点灯時間の確認と、非常点灯の切替確認が必要です。
全数確認することをおすすめします。

蓄電池の製造年から **12年以上**

蓄電池の交換が必要となる場合が大半です。
あわせて器具の劣化が進んでいる時期になっているため、器具ごとの交換を検討してください。

※長時間点灯形の場合は非常点灯時間は60分となります。※一般的な使用環境に設置した場合の目安です。※ニッケル・カドミウム蓄電池の場合3年、ニッケル・水素蓄電池の場合5年です。

表示板

誘導灯器具

交換時期の目安8～10年

誘導灯用表示板も長年使用すると劣化が進み、避難時に十分な明るさを満足しないものもあります。速やかに交換してください。

必要に応じ清掃することにより明るさを維持して下さい。

定期的に清掃することにより明るさを維持し、変色(黄変)している場合は交換して下さい。

誘導灯用表示板が変色(黄変)している場合は、基準値(消防法告示)を満足していない表示板が大半です。表示板の交換が必要です。

※高輝度誘導灯(正方形タイプ)の表示板は、光源が長方形タイプと違うため、交換時期の目安は異なる可能性があります。

交換部品について



交換電池はメーカー純正品を推奨しています。

- ・メーカーは認可を受けた製品(純正品)で安全性の評価をしています。
- ・メーカー純正品には JIL 適合・製造業者登録番号を表示しています。